

**仰星ニュースレター****ワンポイント会計基準****vol. 42 企業結合に関する会計基準等の改正について**

今回は平成 25 年 1 月 11 日に公表された「企業結合に関する会計基準（案）」等について解説します。

なお、当該公開草案は執筆時点では未だ確定していないため、適用にあたっては確定した後の会計基準をご確認ください。

当該公開草案は平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度の期首からの適用予定（一部、早期適用も可能）です。下記（1）以外は遡及適用を行わないことも可能です。

適用時期はまだ先ですが、今回の改正は企業結合をしない場合であっても影響のある改正ですので注意が必要です。

公開草案での改正のポイントは以下の 5 点です。

- （1）表示科目の名称変更
- （2）子会社株式の追加取得及び一部売却等の処理の改正
- （3）取得関連費用の会計処理
- （4）暫定的な会計処理が確定した場合の取扱い
- （5）共通支配下の取引における個別財務諸表上の会計処理

今回は「（1）表示科目の名称変更」について解説しますが（2）～（5）についても次回以降に順次解説予定ですのでご参照ください。

主な「表示科目の名称変更」は以下の通りです。

- （A）連結貸借対照表
  - ・ 「少数株主持分」を「非支配株主持分」とする。
- （B）連結損益計算書
  - ・ 「少数株主損益調整前当期純利益」を「当期純利益」とする。

- ・ 「当期純利益」に「非支配株主に帰属する当期純利益」を加減して「親会社株主に帰属する当期純利益」を記載する（2 計算書方式の場合）。
- ・ 「当期純利益」の直後に「親会社株主に帰属する当期純利益」と「非支配株主に帰属する当期純利益」を付記する（1 計算書方式の場合）。

(C) 連結包括利益計算書

- ・ 「少数株主損益調整前当期純利益」を「当期純利益」とする。
- ・ 「少数株主に係る包括利益」を「非支配株主に係る包括利益」とする。

(D) 注記

- ・ 「(潜在株式調整後) 1 株当たり当期利益」を「(潜在株式調整後) 1 株当たり親会社株式に帰属する当期純利益」とする。

(2013/8/26 号より)